

公益財団法人 稲盛福祉財団

児童養護施設等退所児童に対する生活自立支援金の打ち切り基準

児童養護施設退所者等に対する生活自立支援金給付を受けている者について、退職、退学、休学、受領延怠などにより打ち切る場合の基準を下記に定める。

- 第1条 就職の場合において、勤務先を退職した場合（無断欠勤、失踪などによる自然退職等を含む）は、直ちに当支援金の支給を打ち切るものとする。
但し、退職の経緯に考慮すべき特別な事情があり、再就職活動を積極的に行なっていると認められる場合は、支給を継続することができるものとする。
- 2 前項の考慮すべき特別な事情については、本人及び出身施設等から事情を聴取し、継続の可否は事務局長が決裁する。なお特別な事情とは、就職先の倒産、整理解雇、退職勧奨、職場不適合、職場の人間関係、家庭事情など、本人に就労意思があるにも拘わらず、現職での就労が困難な場合とする。
- 第2条 進学の場合において、進学先の学校を自主退学または退学処分を受けた場合は、直ちに当支援金の支給を打ち切るものとする。
- 2 経済的事情により自主退学または休学を余儀なくされた場合で、直ちに就労する場合は当支援金の支給は継続するものとする。但し、支給期間は当初の支給開始から2年間とする。
- 3 休学した場合は、支給を停止し、復学をもって支援金の支給を再開する。但し、病気怪我などの理由により休学期間が1年以内で復学時期が明確な場合は支給を継続するものとする。但し、支給期間は当初の支給期間とする。
- 第3条 就労および進学で事務局または出身施設等で直接受領している場合において、当支援金の受領が3ヶ月以上滞り、事務局または施設等からの電話、E-mail、文書等の連絡方法によっても応答・返信がなく、または転居、電話番号変更等で連絡がつかない場合および連絡がついても受領の意思が確認できないと判断される場合は直ちに当支援金を打ち切るものとする。
- 2 前項の場合で、受給者との連絡がつき受領することによって、一旦打ち切りを免れた場合であっても、その後の改善が見られず再び3ヶ月以上の受領が滞った場合は直ちに当支援金を打ち切る。
- 第4条 就労および進学の場合において、銀行振り込み等による支給を受けている者が、毎月の消息連絡を3ヶ月以上怠った場合は、事務局より消息連絡の督促および指導を行う。
- 2 前項の督促、指導にもかかわらず改善の意思がなく、再び同様に消息連絡を怠る場合は直ちに当支援金の支給を打ち切るものとする。
- 第5条 当支援金を打ち切る場合は、原則として本人へ文書で通知するものとする。但し、本人所在が不明の場合、また本人に対して文書による通知が適切でないと判断される場合は省略する。

附則

1. 本基準は、平成25年5月20日より実施する。